

周知対象

事業者が、労働者、管理者、産業保健スタッフへ周知してはどうか

周知内容と方法

- ・ 作業環境の評価結果(管理区分)を周知してはどうか
- ・ 作業場の見やすい場所への掲示してはどうか

【留意点】

第2、第3管理区分の場合は、改善の対処方針等について周知するとともに、作業環境が改善されるまでは、労働者に保護具を使用させてはどうか

現行規制

- 第3管理区分の場合は、直ちに作業方法、作業環境等の改善を行い、第1、第2管理区分としなければならない。改善されるまでは、労働者に保護具を使用させる等必要な措置を講じなければならない
- 第2管理区分の場合は、作業方法、作業環境等の改善を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない

【周知の流れ】

作業環境測定の実施
と評価

衛生委員会等において
対処方針の決定

掲示を行い、労働者
へ周知

作業環境の
改善